

3月 準備期間

4月 移行期間

5月 定着期間

移行後 必要なものは継続

移行前 可能なものは先行して見直し

# ポストコロナ ロードマップ

5 類移行に向けた 群馬版緩和モデル

# 新型コロナウイルスの感染症法上の分類について

分類	入院勧告 行動制限	医療提供体制	医療費負担	感染者数
<b>2 類相当</b> 例:結核 SARS	あり	発熱外来 <sup>や</sup> 指定医療機関	全額公費	全数把握 (毎日)
<b>感染力や重症化リスクが高い感染症</b>				
<b>5 類</b> 例:季節性 インフルエンザ	なし	原則 全ての医療機関	原則 自己負担あり	定点把握 (週1回)

5/7  
まで

5/8  
以降

# ポストコロナ ロードマップ

3月

## 準備期間

施策点検  
体制移行を周知

- ・マスク着用を緩和

4月

## 移行期間

一部体制を先行見直し  
スムーズな移行へ

- ・宿泊療養ホテル縮小
- ・食料配送終了
- ・学校現場でのマスク着用方針を変更

5月

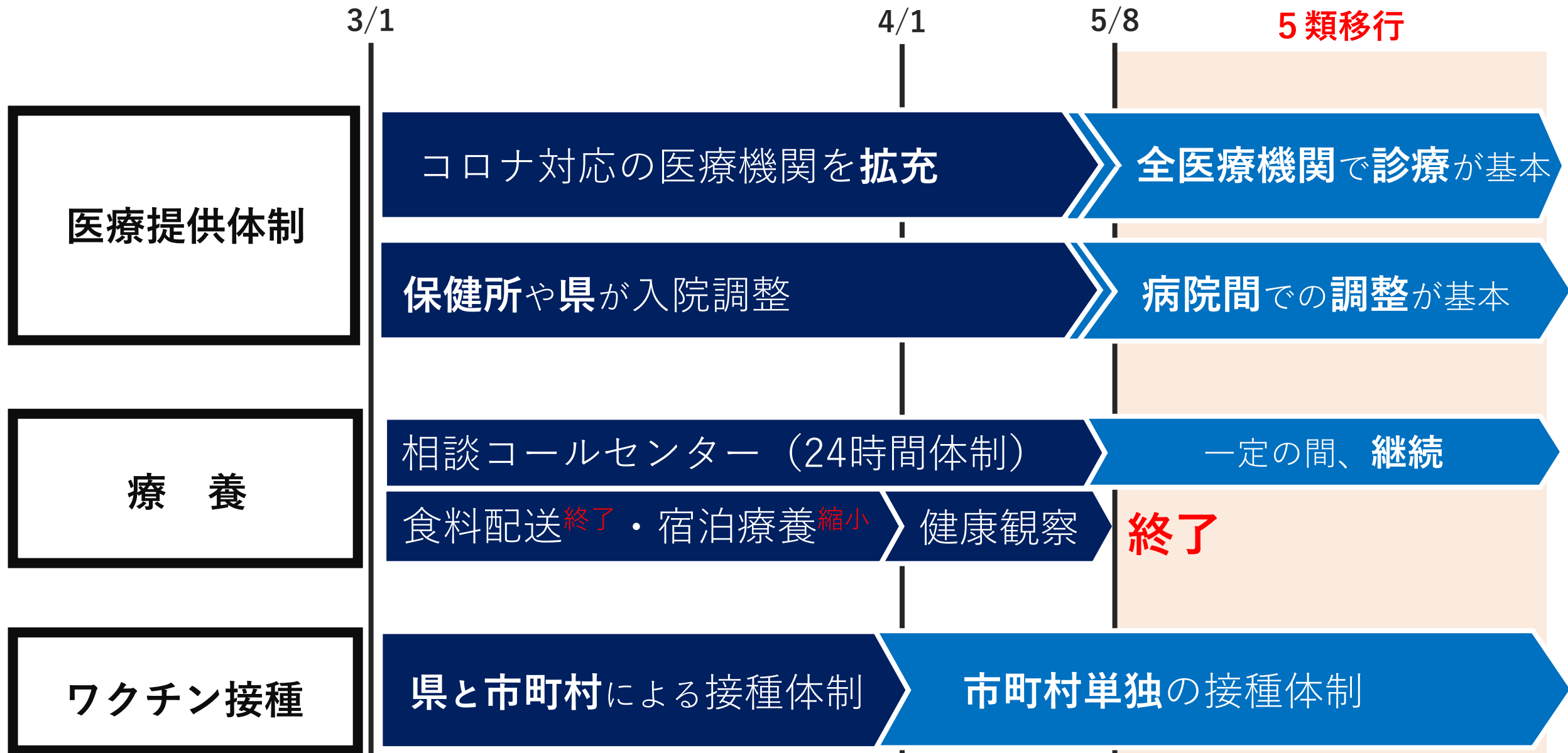
## 定着期間

移行後の施策を  
段階的に実施

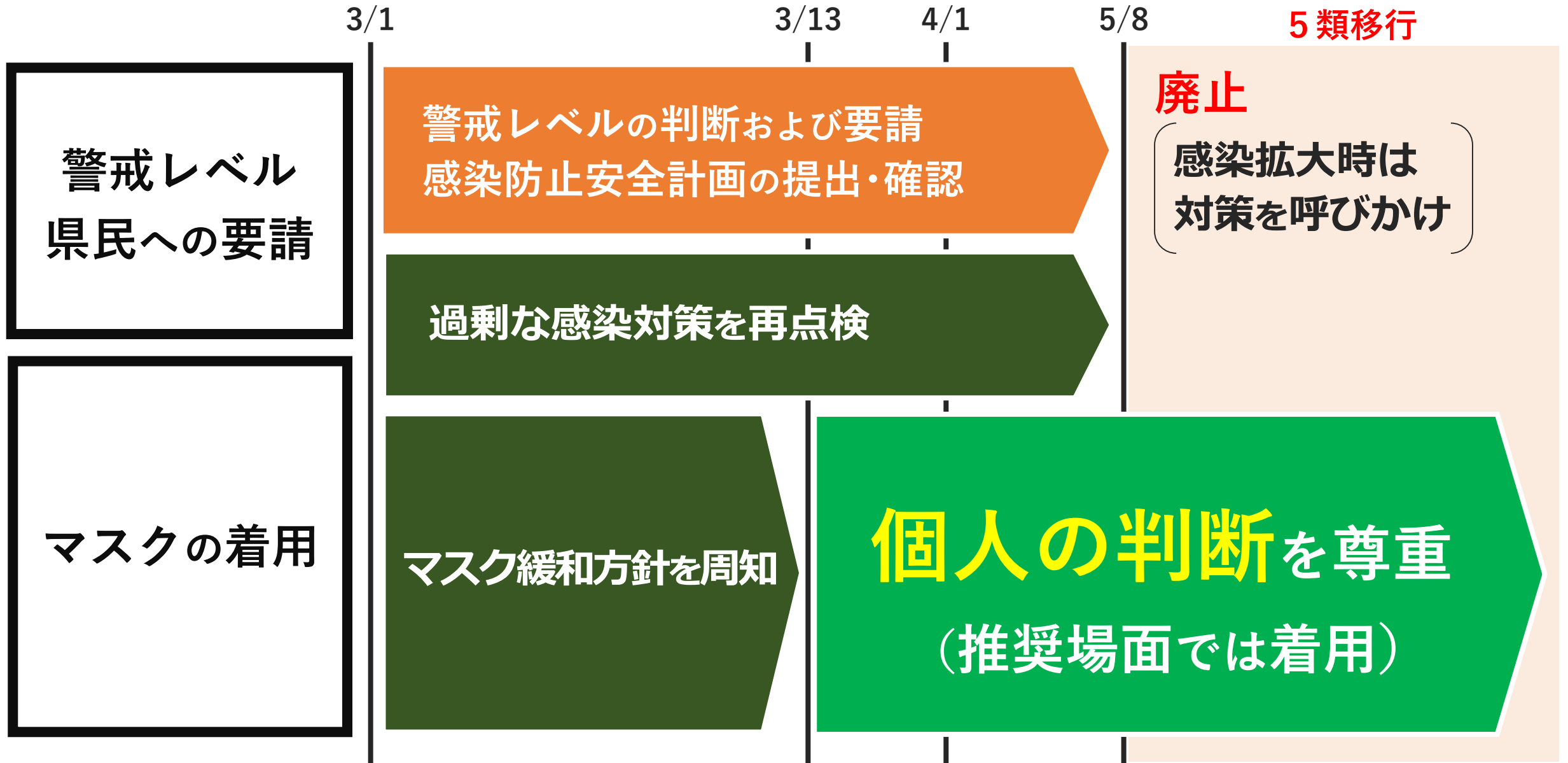
- ・警戒レベル判断
- ・感染者の全数把握
- ・感染者の健康観察
- ・原則全医療機関で  
新型コロナに対応

廃止

# ポストコロナロードマップ【保健・医療】



# ポストコロナロードマップ【社会対応】



# 【医療体制】ポストコロナロードマップ（詳細）

- 5類移行後は、幅広い病院がコロナ患者を受け入れるのが基本。移行前から、コロナ患者の診療や入院に対応する医療機関を増やし、医療機関同士で患者紹介などを行う体制づくりを進める
- 妊婦等特定患者の受入れ体制、医療費の公費負担などは、国の方針を踏まえて対応

3月

4月

5/8

2類相当

県独自の移行期間（類型見直し前）

点検・周知

移行

5類感染症へ

コロナ患者に対応できる医療機関（入院・外来）を更に拡充

幅広い医療機関で患者を受入れ

病院間調整センター

保健所をサポート

保健所が医療機関同士の患者紹介を支援

医療機関同士主体的に患者紹介、受入れ

各保健所単位で、管内の医療関係者と入院患者受入れ体制を協議

病診連携・病病連携の取組を進める

特定患者の受入体制を整備

患者医療費（公費負担）

医療費（入院・外来）の自己負担分を公費で負担

国の方針を踏まえ対応

普通の病気と同じ対応に



# 【療養・相談】ポストコロナロードマップ（詳細）

- 患者等に外出自粛を求めることはできなくなるため、**隔離環境を提供する宿泊施設や自宅療養者への食料配送などは段階的に縮小・廃止**
- 5類に移行後も、**発熱患者等からの電話相談事業は、一定の間、継続**

3月

4月

5/8

2類相当

県独自の移行期間（類型見直し前）

5類感染症へ

点検・周知

移行

宿泊療養  
(8棟確保)

8棟確保

1棟

廃止

自宅療養  
(フォローアップ  
センター)

健康観察、パルスオキシメーター貸与 など

療養者への食料配送

廃止

廃止

相談体制

受診・相談コールセンター（24時間）

受付時間や体制を見直し  
一定の間、継続

普通の病気と同じ対応に

# 【感染対策等】ポストコロナロードマップ（詳細）

- 高齢者施設等における感染対策は、必要な見直しをしつつ、引き続き継続。施設職員の検査も継続
- 引き続き、基本的な感染対策について、県民向けの啓発を継続
- 感染不安を感じる無症状の県民を対象とした無料検査は感染状況（警戒レベル）で判断

3月

4月

5/8

2類相当

県独自の移行期間（類型見直し前）

5類感染症へ

点検・周知

移行

C-MATの派遣

保健所・衛生環境研究所による助言・指導  
地域の基幹病院ICT（感染対策チーム）とも連携

高齢者施設  
の感染対策

施設職員向けの感染予防対策の実地研修等を継続

施設職員を対象としたスクリーニング検査

一定の間、継続

基本的な  
感染対策

県民への基本的な感染防止対策（換気、手洗い等）の啓発活動を継続

無料検査

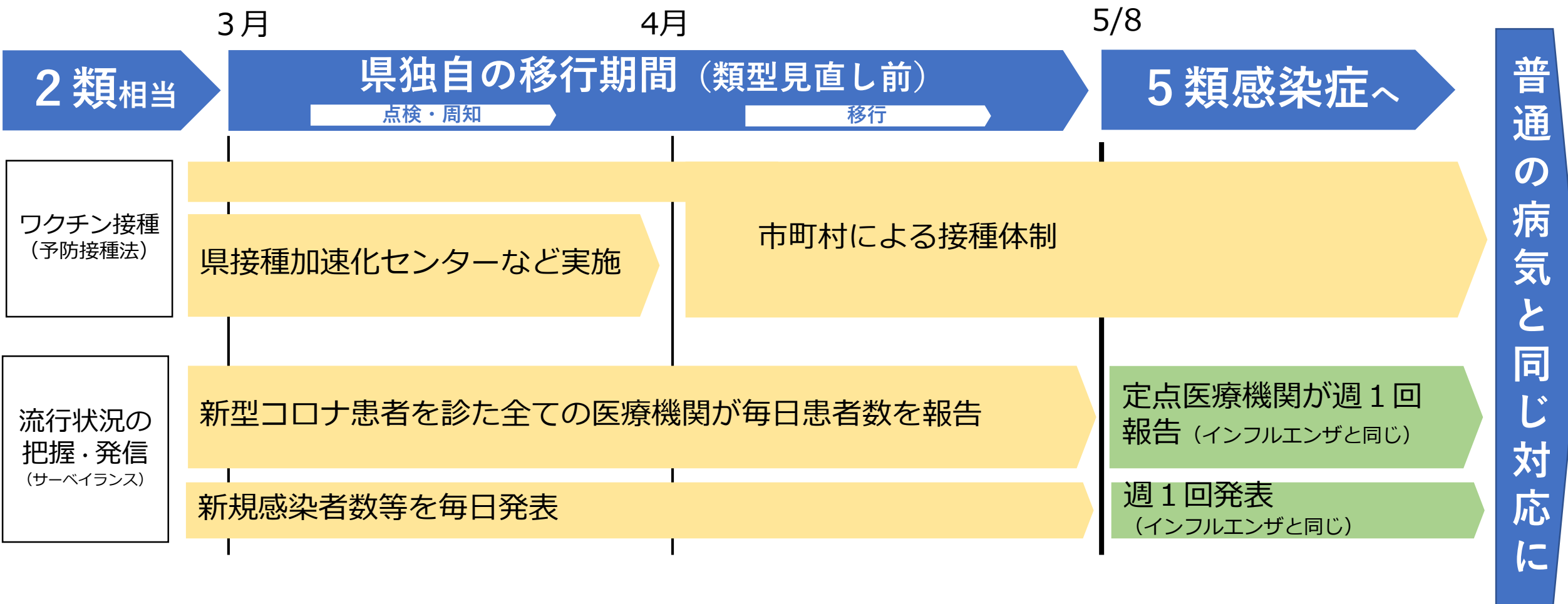
継続

普通の病気と同じ対応に



# 【ワクチン等】ポストコロナロードマップ（詳細）

- 市町村におけるワクチン接種体制を引き続き支援
- 流行状況の把握は、インフルエンザと同様に、週1回の定点報告へ移行



- 感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い、特措法に基づき実施している感染対策に関する協力要請等の各種措置、第三者認証制度は終了する

3月

4月

5/8

2類相当

県独自の移行期間（類型見直し前）

5類感染症へ

点検・周知

移行

特措法の適用対象

特措法の適用対象外

県民への要請

法に基づく協力要請

法に基づかない働きかけ

警戒レベル

警戒レベルの判断

イベントの規制

感染防止安全計画の提出・確認

第三者認証制度

ストップコロナ！対策認定制度  
（認定証・ステッカー・ポスター・のぼり旗・HPで安全安心な店舗としてPR）

更新受付

2/28まで

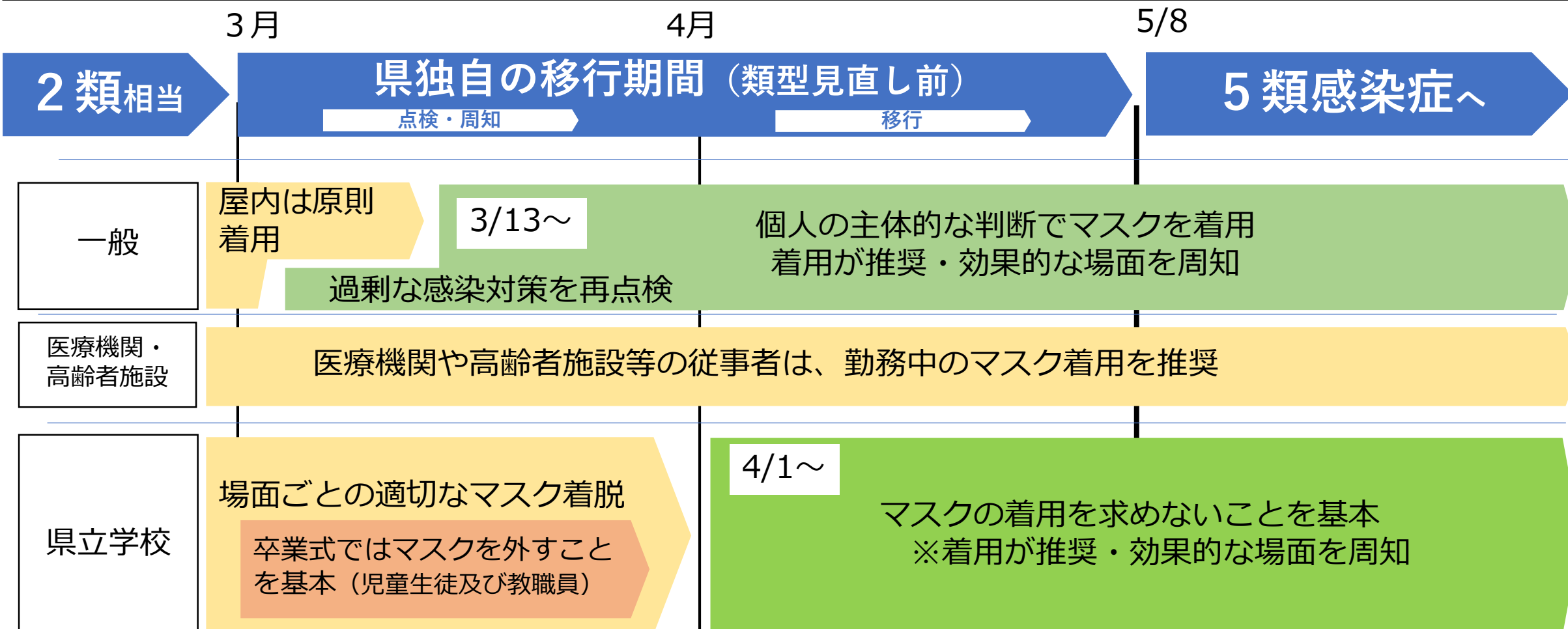
新規受付  
周知期間において  
速やかに終了

内閣官房の要請を受け、制度は5/7まで存続  
（ただし、実質的な認定事務はR4年度中で終了）

廃止

- ・自主的な感染対策
- ・「手洗いによる手指衛生」「換気」等の取組

- マスクの着用は、3月13日から個人の主体的な判断で着用。効果的な着用場面の周知等を行う
- 医療機関・高齢者施設等の従事者については、引き続き、勤務中のマスク着用を推奨
- 県立学校におけるマスクの着用については 2月10日付けで示された文部科学省のマスクの取扱いに関する考え方を踏まえ、各地域や学校の実情に応じて適切に対応する



※希望する児童生徒及び教職員の着用を妨げるものではない

# マスク着用は個人の判断

3/13  
から

## 着用を推奨する場面

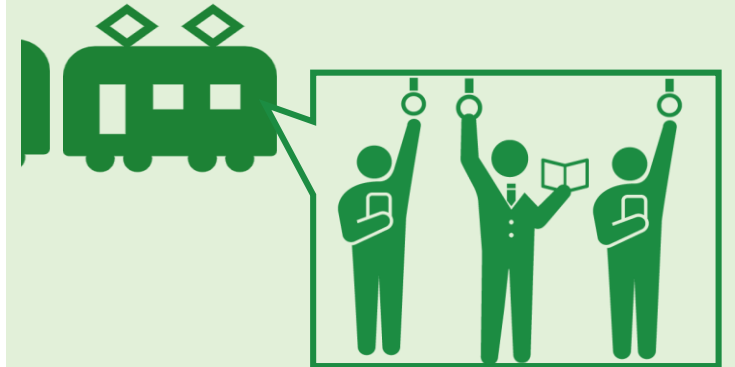
医療機関を受診



医療機関・  
高齢者施設を訪問



混雑時の電車・バス



重症化リスクの高い人が混雑したところに行く

高齢者



妊婦



基礎疾患のある方

